**個別支援計画について（障害者支援）**

**１　令和元年度実地指導指摘内容**

（実施した施設・事業所に対する指摘のうち、障害者支援に関する項目）

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　目 | 主な指摘内容 |
| **個別支援計画の作成** | **→下記２（１）参照** |
| 虐待防止に関する体制整備 | マニュアルが施設の実態に合ったものでない・研修が実施されていない・体制について周知ができていない |
| 苦情解決 | 責任者と窓口担当者が同一人物連絡先が周知されていない |
| 事故発生時の対応 | 市や県に報告がされていない・遅い対応について定めがない |
| 身体拘束の禁止 | やむを得ず行うときの手続きが正しく行われていない行った際の記録がない |
| 秘密保持 | 職員の秘密保持の遵守が書面で確認できない |

障害者支援に関する確認項目の中で、文書指摘・口頭指摘ともに最も指摘数が多かったのが個別支援計画の作成の項目でした。

**２　個別支援計画の作成について**

**（１）令和元年度　主な指摘の内容**

個別支援計画

　・利用を開始しているにもかかわらず、計画の作成がなされていない。

・アセスメント、モニタリングに当たって、サービス管理責任者が利用者に面接したことが確認できない（記録がない）。

　・ 計画の作成に係る会議を開催していない、又は開催したことが確認できない。（会議録がない）。

　・説明交付の際に、本人に説明していない。計画を交付していない。

　・6月に1回以上の計画の見直しを行っていない。（記録がない。）

　・身体拘束が必要な利用者の計画に、必要事項（拘束の態様及び時間、緊急やむを得ない理由等）が盛り込まれていない。

特に、アセスメントやモニタリングの記録がなく、実施したことが確認できないところが多くありました。実施者や実施日の記載漏れもみられました。

また、計画策定会議の会議録がなく、確認ができないものも多くみられました。

いま一度確認を！

**（２）個別支援計画未作成減算**

個別支援計画の作成が適切に行われていない場合、介護給付費・訓練等給付費等が減算となります。

□個別支援計画が作成されていない

□見直しが行われていない

□作成に係る一連の業務が適切に行われていない

※令和元年度減算事例

　・サービス管理責任者の欠如のため計画が作成されていない事例

　・6月を過ぎて見直しが行われていない事例

**（３）目的**

　・障害者の意思や人格を尊重して、利用者のニーズに合った支援の提供を行い、生活の質の向上を図るために作成する。

支援の基であり、利用者及び家族の意向、総合的な支援方針、生活の質の向上のための課題、目標と達成時期、留意事項が記載されています。

計画に基づいた支援を行いましょう！そして必ず評価しましょう！

**（４）個別支援計画作成の流れと留意点**

